

サ・0・0（有効・保存期間：令和10年12月末）

一般（運免）第223号  
令和7年8月29日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止  
措置要領の制定について（通達）

運転免許を有する者が、交通事故等により死亡し、当該事実を警察において確認した場合の運転免許証の更新連絡書等の取扱いについては、「交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について」（平成26年12月4日付け例規（運免）第45号（以下「前記通達」という。））に基づき運用されているところであるが、今般、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部の施行に伴い、「交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領について（通達）」（令和7年3月21日付け警察庁丙運発第39号ほか）に基づき、別添のとおり「交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領」を制定し、令和7年9月1日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

（担当）企画係

## 別添

### 交通事故等による死亡者に係る運転免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領

#### 第1 趣旨

運転免許を有する者が、交通事故等によって死亡し、当該事実を警察において確認したにもかかわらず、運転免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るために必要な事項を記載した書面をはじめとした運転免許行政に関する書面（以下「更新連絡書等」という。）を送付したために、当該遺族から苦情が寄せられることがある。

更新連絡書等の送付に係る情報提供業務は、法令の規定に基づき、又は任意に行っているが、対象者が既に死亡している場合に当該情報提供業務を行うことは、送付を受けた遺族の感情に反するばかりでなく、警察に対する不信感を生じさせることにもなることから、このような場合の更新連絡書等の発送停止措置に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 発送停止対象者等

##### 1 更新連絡書等の発送停止対象者

(1) 次に掲げる者のうち、警察において死体を取り扱い、かつ、身元確認が確実にできたもの（当該者の住所地の如何を問わない。次号及び第3号において同じ。）

- ア 交通事故により死亡した者
- イ 交通事故以外の過失事件により死亡した者
- ウ 殺人、傷害致死等事件により死亡した者
- エ その他アからウ以外で死亡した者

(2) 前号に掲げる者のほか、各部門の所掌に属する事務の遂行のために死亡確認及び身元確認を確実に行った者で、警察においてその確認がなされたことを遺族が承知しているもの

(3) 警察において死亡確認及び身元確認は行っていないが、運転免許を受けていた事実及び死亡した事実に関する情報の提供をその者の遺族から受け、死亡したことには疑いがないと認めるもの

##### 2 発送停止対象文書

(1) 更新連絡書（道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条第3項の規定に基づき、都道府県公安委員会が免許を現に受けている者に対し、免許証等の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るために必要な事項を記載した書面をいう。）

(2) 累積点数通知書、無事故・無違反証明書、運転記録証明書及び運転免許経歴証明書（自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第3号又は第4号の規定に基づく書面をいう。）

(3) 行政処分又は講習業務に関する書面等で、道路交通法令に基づくもの

#### 第3 通報連絡体制の確立

## 1 通報責任者の指定

- (1) 本措置の円滑な運用等を図るため、警察署の地域交通課、交通第一課又は交通課に通報責任者を置き、当該課長の職にある者をもって充てる。
- (2) 通報責任者は、次項に定める通報受理責任者に対する、発送停止対象者（以下「対象者」という。）について把握した情報に関する通報に係る事務を行うものとする。
- (3) 通報責任者は、補助者を指名し、前号の事務を補佐させることができる。

## 2 通報受理責任者の指定

- (1) 交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に通報受理責任者を置き、所管する係の警部の階級にある者（相当職を含む。）をもって充てる。
- (2) 通報受理責任者は、通報責任者からの通報の受理及び警察共通基盤システムによる運転者等管理業務（以下「運転者管理システム」という。）において、対象者に係る運転免許データについて必要な措置を行うものとする。
- (3) 通報受理責任者は、補助者を指名し、前号の事務を補佐させることができる。

## 第4 通報の実施

### 1 第2第1項第1号及び第2号の場合

- (1) 警察本部の所属は、業務で取り扱った死亡者が免許証等を有する場合は、直接通報受理責任者に人定事項を連絡するものとする。
- (2) 警察署においては、次の要領で通報受理責任者に通報するものとする。
  - ア 警察署の課（課制がない場合は係）は、業務で取り扱った死亡者が免許証等を有する場合は、当該警察署の通報責任者に必要事項を連絡するものとする。
  - イ 通報を受けた通報責任者は、対象者の運転免許照会を行い、免許証等を有する者と確認できた場合は、死亡通報を作成（別記様式に必要事項を記載することをいう。以下同じ。）し、通報受理責任者へ送付するものとする。

### 2 第2第1項第3号の場合

- (1) 運転免許窓口において情報提供を受けた場合であって、死亡者が免許証等を所持していた場合は、その返納を受け付けるとともに、次の書類の提示を受け、死亡通報を作成し、通報受理責任者へ送付するものとする。
  - ア 対象者の免許情報記録個人番号カード（保有している場合に限る。以下「マイナ免許証」という。）
  - イ 死亡した事実がわかる書類（死亡診断書、住民票（戸籍）の除票の写し、会葬御札はがき又は新聞記事お悔やみ欄の写し等、氏名、生年月日（年齢）、住所地及び死亡事実が記載されているもの）
  - ウ 遺族（届出者）の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）
- (2) 前号により提示を受けたマイナ免許証は、有効なものであるか否か確認した上で、返還すること。
- (3) 対象者の住所地が他都道府県の場合は、第1号の規定により提示を受けた書類の写しを取ること。
- (4) 返納された運転免許証は、遺族の希望があれば、備考欄に「(年号) ○年○

月〇日 死亡による返納」と記載の上、山形県公安委員会の公印を押印し、穿孔して無効の措置をとり、返還できるものとする。

- (5) 遺族からの電話での情報提供があった場合は、第1項と同様の措置をとるものとする。

## 第5 通報を受けた場合の措置

- 1 通報受理責任者は、第4第1項第1号の規定に基づく連絡を受理したときは、次のとおり措置するものとする。
  - (1) 対象者の死亡通報を作成するとともに、運転者管理システムにより免許・不適格事実照会を行うこと。
  - (2) 前号の照会の結果、別添に定める不適格事由データがある場合は、当該不適格事由データを所掌する係に、違反外処分登録（死亡取消）の可否を確認すること。
  - (3) 第1号の照会の結果、別添に定める不適格事由データがない場合及び前号の確認の結果、違反外処分登録（死亡取消）が可能であることが判明した場合は、運転者管理システムにより違反外処分登録（死亡取消）を行い、更新連絡書等の発送停止措置を講じるものとする。
- 2 通報受理責任者は、第4第1項第2号及び第2項の規定に基づく送付を受けたときは、次のとおり措置するものとする。
  - (1) 対象者の死亡通報について、運転者管理システムにより免許・不適格事実照会を行うこと。
  - (2) 前号の照会の結果、別添に定める不適格事由データがある場合は、当該不適格事由データを所掌する係に、死亡関係登録（運転者管理システムによる違反外処分登録（死亡取消）又は死亡情報登録をいう。以下同じ。）の可否を確認すること。
  - (3) 第1号の照会の結果、別添に定める不適格事由データがない場合及び前号の確認の結果、死亡関係登録が可能であることが判明した場合は、運転者管理システムにより死亡関係登録を行い、更新連絡書等の発送停止措置を講じるものとする。
  - (4) 対象者の住所地が他都道府県の場合は、速やかに「交通事故等による死者に係る免許証等の更新連絡書等の発送停止措置要領について」（令和7年3月21日付け警察庁丙運発第39号ほか）に定める別記様式に送付を受けた書類を添えて、当該都道府県の運転免許担当課へ通報すること。
- 3 発送停止措置を講じた死亡通報は、簿冊に編綴して管理し、公文書管理基準表に基づき保存するものとする。

## 別記様式

年　月　日

交通部運転免許課長 殿

(所属長)

(通報責任者： )

運転免許を有する者の死亡について（通報）  
見出しの件について、下記のとおり通報します。

記

死 亡 者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
生年月日	年 月 日 (歳)	性 別	男・女	
届 出 者	氏 名			
	続柄・関係			
	電話番号			

## 【担当者記載欄】

運 転 免 許	免許証番号 又は 免許情報記録番号	運転免許証 免許情報記録個人番号カード 第 号		
	交付年月日	年 月 日	照会番号	
	有効年月日	年 月 日		
免許証等確認	有・無	死亡事実確認	有・無	
死亡確認手段	<input type="checkbox"/> 交通事故認知 <input type="checkbox"/> 事件認知 <input type="checkbox"/> 遺族からの連絡 <input type="checkbox"/> その他( )			
住所が 他都道府県の場合	運転免許証又は <input type="checkbox"/> 免許情報記録個人番号 <input type="checkbox"/> 死亡確認書類のコピー <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類のコピー カードのコピー			
措置等				
	担当			

※ 1 各欄について、不明の場合はその旨を記載すること。

2 措置等欄には、通報責任者、通報受理責任者等が措置した内容等を記載すること。